

令和 7 年 4 月 25 日  
海事局船員政策課

## ILO 海上労働条約 (MLC) の規範の改正動向

### 1. 経緯

○MLC の規範改正は、加盟国の政府代表・船舶所有者代表・船員代表から成る「特別三者委員会 (STC)」で審議することとされている。

○第 5 回 STC 会合 (令和 7 年 4 月 7 日～11 日) において、7 件の規範 (※) 改正案が採択され、ILO 第 113 回総会 (令和 7 年 6 月 2 日～13 日) で承認される見込み。

※当該条約は、本文、規則及び規範により構成されており、うち規範については、義務的な基準 (A 部) 及び義務的でない指針 (B 部) から構成されている。

### 2. 今回採択された MLC 条約改正案 (仮訳)

#### (1) 送還

① 「A2.5.1 基準 (送還)」に以下を新たに規定。

10. 加盟国は、いかなる理由による差別も排除し、また、雇用され、従事し又は労働する船舶の旗国に関係なく、船員の送還を円滑に行われなければならない。

#### (2) 上陸

① 「A2.4 基準 (休暇についての権利)」を「A2.4.1 基準 (年次休暇)」とするよう改正。

② 「A2.4.2 基準 (上陸)」を新設し、以下を新たに規定。

1. 加盟国は、船員が到着した船舶がその管轄下に入港している間、公的機関により上陸を許可されることを確保する。ただし、関係する手続が履行されており、かつ、公衆衛生、公共の安全及び治安又は公共の秩序を理由として公的機関が上陸の許可を拒否する理由がないことを条件とする。

2. 上陸は、いかなる理由による差別も排除する方法で、かつ、雇用され、従事し、又は労働する船舶の旗国に関係なく、許可されなければならない。

3. いかなる船員も、上陸を目的として査証又は特別の許可を所持することを要求されない。

4. 上陸許可が拒否された場合、関係機関は、当該上陸拒否の理由を当該船員及び船長に伝えなければならない。 当該船員又は船長が要求した場合、当該理由を書面で提出しなければならない。

5. 加盟国は、船舶所有者に対し、自国を旗国とする船舶に従事する船員に対し、その健康と福祉に資するため、また、職務上の要件に従い、上陸を取得することを認めるよう要求する。

6. 船舶所有者は、船舶が入港したときは、労働時間外の船員に上陸を許可しなければならない。 ただし、当該船舶の出港が寄港国の関係機関により禁止され、又は制限されている場合、又は安全若しくは運航上の理由による場合はこの限りでない。

7. 国際海上交通簡易化条約 (FAL 条約) の規定に従って許可された上陸は、本基準第 1 項から第 4 項までの要件を満たすものとしてみなされなければならない。

③ 「B2.4.5 指針（上陸の促進）」を新設し、以下を新たに規定。

1. 加盟国は、船員の上陸を容易にするための船舶及び港における手続を定めるため、船舶所有者及び港内の代理店と協力すべきである。
2. 加盟国は、自国の港及びターミナルの職員に対し、上陸の権利を含む船員の権利に関する情報及び訓練を提供されることを確保すべきである。

### (3) キーワーカー

① 「B2.5.2 指針（キーワーカー）」を新設し、以下を新たに規定。

1. 加盟国は、船員をキーワーカーとして指定及び認識し、雇用又は業務に関連して移動する際に、船員が安全かつ妨げられることなく移動できるよう（上陸、送還、乗組員の交代、陸上での医療へのアクセスを含むが、これらに限定されない。）にすべきである。

### (4) 海難

① 「B4.4.6 指針（外国の港における船員）」を次のように改正。

2. 犯罪容疑に関連して拘留された船員の公正な取扱いに関する ILO/IMO ガイドラインを十分考慮した上で、外国の港で拘禁された船員は、正当な法の手続に従い、及び領事上の適当な保護を得て、迅速に取り扱われるべきである。

② 「A5.1.6 基準（海難）」に以下を新たに規定。

1. 海難について調査を行う場合、加盟国は、IMO の海上事故及び海上事故の兆候についての安全調査のための国際標準及び勧告方式のコードによって確立された原則及び海難が発生した場合の船員の公正な待遇に関する IMO/ILO ガイドラインの最新版の勧告を十分に考慮しなければならない。
2. 加盟国は、国内法令を害することなく、実行可能な限り 関係国と協力して、前記の指針の適用を支援しなければならない。

### (5) 送還の費用

① 「A2.5.1 基準（送還）」に以下を新たに規定。

3. 第2項(c)に基づく送還のために船舶所有者が負担すべき費用は、少なくとも次のものを含めなければならない。

(a)送還のために選択された目的地までの移動

(b)船員が船舶を離れた時から送還の目的地に到着するまでの宿泊及び食料

(c)送還の目的地までの船員の手荷物 30 キログラムまでの輸送

(d)必要な場合には、船員が送還の目的地までの旅行に医学的に耐え得るようになるまでの治療

② 「B2.5.1 指針（権利）」の paragraph 3 を次のように改正。

3. A2.5.1 基準第3項に基づく送還のために船舶所有者が負担すべき費用は、国内法令又は団体交渉の合意に規定している場合には、船員が船舶を離れた時から送還の目的地に到着するまでの給料及び諸手当も含めるべきである。

## (6) 医療の訓練

- ① 「B4.1.1 指針（医療の提供）」を次のように改正（下線部を追加）。
  2. 1 に規定する訓練は、船員及び漁船員のための国際医療手引書、国際船舶医療手引書、危険物による事故の際の応急医療の手引書、国際海洋訓練手引書及び国際信号書（医療関係部門）並びに同種の国内の手引書の最新版に基づくものとすべきである。
  4. 船舶内に備える医療箱及びその内容物並びに医療機器及び医療手引書は、権限のある機関により指名される責任者が適正に維持し、及び 12 箇月以内の一定の間隔で検査すべきである。当該責任者は、全ての医薬品のラベル等による表示、有効期間が満了する日、保管の条件及び使用上の指示が点検されていること並びに全ての機器が要求される機能を有していることを確保すべきである。権限のある機関は、国内で使用する船舶の医療手引書を採用し、又は検討し、並びに医療箱の内容物及び医療機器を決定するに当たり、この分野における国際的な勧告（船員及び漁船員のための国際医療手引書、国際船舶医療手引書及び2に規定する他の手引書の最新版を含む。）を考慮に入れるべきである。

## (7) 暴力とハラスメント

- ① 「B1.4.1 指針（組織上及び運営上の指針）」に以下を新たに規定。
  2. (i) 船員の募集及び職業紹介の過程において発生する暴力やハラスメント（セクシュアルハラスメント、いじめ及び性的暴行を含む）を防止し対処するための対策
- ② 「B3.1.10 指針（寝具、食器その他の備品）」に以下を新たに規定。
  2. (d) 適切かつ十分な月経衛生用品やその廃棄手段について、船員が利用できるようにすべきである。
- ③ 「A4.3 基準（健康及び安全の保護並びに災害の防止）」に以下を新たに規定。
  1. (e) 仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約（第 190 号）を十分に考慮し、暴力及びハラスメント（セクシュアルハラスメント、いじめ及び性的暴行を含む）を、法律による禁止を含め、防止及び排除すること。
  2. (e) 仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約（第 190 号）\*第 1 条に従って、船上での暴力及びハラスメント（セクシュアルハラスメント、いじめ及び性的暴行を含む）を定義すること。

(脚注) ※ 仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約（第 190 号）第 1 条において、仕事の世界における「暴力とハラスメント」という用語は、身体的、心理的、性的又は経済的危険を目的とし、その結果生じ、又は生じるおそれのある容認できない様々な行動及び慣行、又はその脅威を指し、1 回であるか繰り返してあるかを問わない。
  - (f) 船舶所有者に対し、船上での暴力及びハラスメント（セクシュアルハラスメント、いじめ及び性的暴行を含む）を防止し対処するために、関連する政策及び措置を採用し実施することを求めること。
  - (g) 船員及び関係者に対し、船上における暴力及びハラスメント（セクシュアルハラスメント、いじめ及び性的暴行を含む）を防止し対処するために実施される政策及び措置を遵守するよう求めること。
  - (h) 船上における暴力及びハラスメント（セクシュアルハラスメント、いじめ及び性的暴

行を含む)の事案について、船舶所有者団体及び船員団体と協議の上、安全で公正かつ効果的な報告の仕組みと手順を確立すること。

- ④ 「B4.3.1 指針 (職業上の災害、負傷及び疾病に関する規定)」を次のように改正 (下線部を追加)。

1. A4.3 基準の規定により制定することを要求される規定は、1996年の海上及び港における船舶内の災害の防止と称する国際労働機関の実施基準及びその改定版並びに職業上の安全及び健康の保護に関する他の関連する国際労働機関の基準、指針及び実施基準その他国際的な基準、指針及び実施基準(これらの文書で特定される曝ばく露の水準を含む。)を考慮に入れたものとすべきである。

仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する勧告 (第206号)並びに国際海運会議所及び国際運輸労働者連盟が共同で公表する船舶内の嫌がらせ及びいじめの撲滅に関する指針の最新版についても考慮されるべきである。

2. (m) 全て適切な大きさの船員のための個人用保護を提供

4. (d) 船上における暴力及びハラスメント (セクシュアルハラスメント、いじめ及び性的暴行を含む)

- ⑤ 「B4.3.6 指針 (調査)」を次のように改正。

2. (g) 船上における暴力及びハラスメント (セクシュアルハラスメント、いじめ及び性的暴行を含む) から生ずる問題 (下線部を追加)

3. 旗国、寄港国、労働力の供給国は、船上における暴力及びハラスメント (セクシュアルハラスメント、いじめ及び性的暴行を含む) の事案に関する調査の際に協力すべきである。

- ⑥ 「B4.3.11 指針 (国際協力)」に以下を新たに規定。

4. 加盟国は、船上における暴力及びハラスメント (セクシュアルハラスメント、いじめ及び性的暴行を含む) を防止し対処に関する問題に対する援助、計画、研究の分野における国際協力を開始すること及び参加することを十分に考慮すべきである。

- ⑦ 「A5.1.5 基準 (船舶内における苦情に関する手続)」を次のように改正 (下線部を追加)。

2. 加盟国は、第5.1.5規則に定める義務を履行するため、その国内法令により適当な船舶内における苦情に関する手続を設けることを確保する。当該手続は、可能な限り低い職業上の地位の段階において苦情を解決することを追求するものとする。ただし、船員は、いかなる場合においても、船長及び、必要と認めるときは、適当な陸上の人員又は適当な外部の機関に対して直接に苦情の申立てを行う権利を有する。

3. 船舶内における苦情に関する手続には、船員が当該手続の間、補佐人又は代理人を立てる権利及び苦情を申し立てた船員に対する迫害の可能性からの保護を含む。「迫害」とは、苦情申立人、被害者、目撃者、内部告発者に対して、いかなる人物によって取られた不利益となる全てのものをいう。苦情が明らかに苛立たしい、または悪意を持ってなされた場合には、十分な配慮がなされなければならない。

5. 船員による苦情の秘密を守るため、あらゆる段階で適切な措置を講じなければならない。

### 3. 今後の方針

概ね現行法令で担保済みと整理しているが、改めて関係省庁を交えて詳細を確認中。

以上